



令和 6 年度第 3 回神奈川県医療審議会 報告資料 3

報告：地域医療介護総合確保基金（医療分） 令和 7 年度神奈川県計画

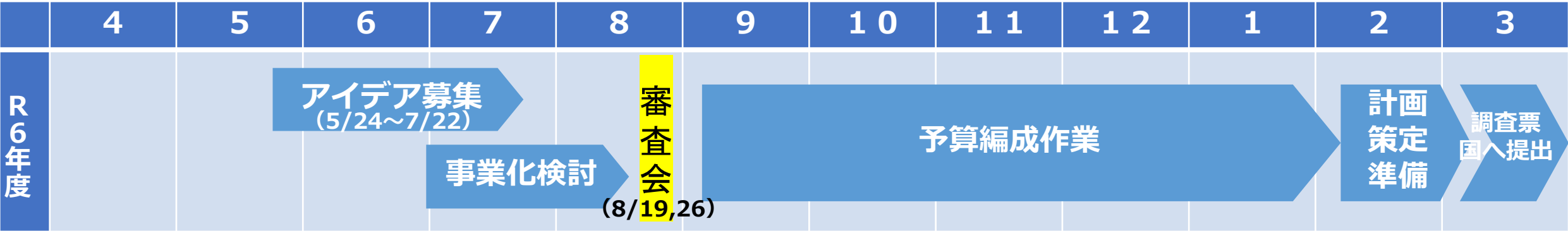
1. これまでの経過
2. 令和7年度計画に係るアイデア募集の結果概要
3. 審査会の開催結果概要
4. 予算査定の結果概要
5. 令和7年度基金執行予定額と要望額
6. 今後のスケジュール・まとめ



1. これまでの経過

- 令和7年度計画へ位置付ける事業のアイデア募集（県HPの電子申請システムによる募集）を実施
- 事業担当課により、応募事業の事業化について検討の後、審査会を開催し、予算要求に向けた調整を実施
- 現在、令和7年度計画策定に係る事前調査票の国への提出に向けた準備を行っている。

【年間スケジュール】



2. 令和7年度計画に係るアイデア募集の結果概要

- 令和7年度から実施する事業計画（医療分）の策定にあたって参考とするため、県民の皆様や、医療・介護などの関係団体の方々から、これからの本県の医療・介護サービス提供体制の充実に向け、次の4つの分野において取り組むべき事業のアイデア募集を実施
 - 1. 病床の機能分化・連携（区分Ⅰ）
 - 2. 在宅医療の提供体制の整備・充実（区分Ⅱ）
 - 3. 医師や看護職員等の医療従事者の確保・養成（区分Ⅳ）
 - 4. 勤務医の働き方改革の推進（区分Ⅵ）
- 実施期間 令和6年5月24日～ 令和6年7月22日
- 募集方法 県のホームページから電子申請フォームで受付
- 募集結果

応募件数	【応募事業を各事業区分に振り分けた結果】			
	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅳ	区分Ⅵ
<u>57</u>	14	12	26	5

3. 審査会の開催結果概要

- 地域医療介護総合確保基金（医療分）の積極的な活用に向けて、医療企画課長を座長とする審査会を開催（8月19・26日）し、次の仕分け区分により申請内容を審査した結果、7つの事業提案について、県として取り組むべき事業とした。

【仕分け区分】

- A：取り組むべき事業（令和7年度当初予算で新規事業として要求）
- B：取り組むべき事業（令和7年度当初予算で既存事業を拡充して要求）
- C：既存事業と同内容（国庫補助事業・一般財源事業）
- D：既存事業と同内容（基金事業）
- E：今後、県の施策として参考とすべき事業
- F：実施を見送る事業

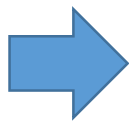
- 審査結果

	A	B	C	D	E	F	計
提案件数	<u>3</u>	<u>4</u>	4	13	21	12	57
内訳	I : 0 II : 0 IV : 3 VI : 0	I : 1 II : 2 IV : 1 VI : 0	I : 2 II : 0 IV : 1 VI : 1	I : 4 II : 3 IV : 4 VI : 2	I : 5 II : 3 IV : 12 VI : 1	I : 2 II : 4 IV : 5 VI : 1	I : 14 II : 12 IV : 26 VI : 5

3. 審査会の開催結果概要

「E：県の施策として参考とすべき事業」及び「F：実施を見送る事業」とした主な理由

- 「E：県の施策として参考とすべき事業」
 - ・既存事業の成果を踏まえてから検討する必要があるため
 - ・事業の提案趣旨は理解できるが、想定される事業効果が実際に見込めるのか、更なる確認や検証が必要なため
- 「F：実施を見送る事業」
 - ・基金の目的に照らし、特定の医療機関への補助という形式から、公益性の確保に更なる工夫が必要な事業であるため
 - ・あらかじめ時限を設けて実施していた事業について、特段の見直しを加えず、継続を求めるものであるため
 - ・すでに診療報酬上の加算が措置されているものへの支援を行うものであるため

 こうしたことに課題が残るため、令和7年度予算においては、事業化を見送らざるを得なかった。

4. 予算査定の結果概要

- 提案内容を踏まえ、6つの事業に整理し、予算要求した。
- 予算査定の結果、5事業（計1,380,324千円）について令和7年度当初予算に位置付けることとなった。なお、1事業については、計画内容の精査が十分でなかったため、予算措置が見送られた。

区分	事業名	予算額（千円）	事業概要
I	【拡充】回復期病床等転換施設整備費補助	1,191,001	急性期及び療養病床等から地域包括ケア病床や回復期リハビリテーション病床等への転換等を行う医療機関の施設整備に対して補助する。＜補助単価の増＞
II	【拡充】在宅医療提供体制整備費補助	45,600	新たに在宅医療に参画する、又は在宅患者の一層の受入強化に取り組む医療機関が必要とする医療機器の整備に対して補助する。なお、 すでに在宅医療に取り組んでいる医療機関でも 、在宅医療の実施に必要な機器について 補助の対象とする 。
IV	【拡充】看護補助者確保事業費	3,825	看護補助者という職種や仕事内容についてのPR活動等を行うとともに、新たに 令和7年度から、病院の看護補助者が介護福祉士の資格を取得できるよう、国家試験の受験資格を得るために必要な研修の受講料の一部へ補助 する。
IV	【新規】かながわ地域看護師養成事業費補助※	17,316	急性期から在宅などを橋渡しできる看護師や、地域の医療と介護をつなぐ能力を持つ看護師を育成・確保するため、地域内の異なる施設間で看護師の人材交流を行う仕組みの構築に必要な 出向契約等に係る事務経費や、施設間で異なる給与等の差額を補助 する。＜※同種の2つの提案を1本の事業に統合＞
IV	【新規】勤務環境改善医師確保対策事業費補助	122,582	勤務医の労働時間短縮及びの効率化・省力化を図るため、 ICT機器の導入経費や多職種も含めたタスク・シフト/シェアに要する経費の一部を補助 する。

5. 令和7年度基金執行予定額と要望額

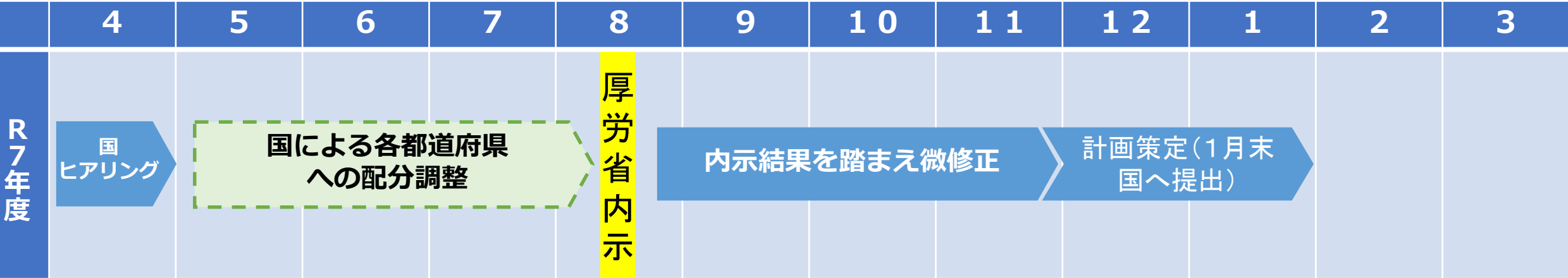
- 令和6年度計画以降、基金は年度毎の交付額に加え、過年度に造成した残額を一体的なものとして管理し、各基金事業に充当するよう、国から示されている。
- そのため、令和7年度は、基金事業全体で**8,364,823千円**を計上して事業を実施予定だが、過年度基金残高の**5,631,524千円**を活用するとともに、執行予定額不足分の**2,733,299千円**を国へ要望する予定。

(千円)

事業区分 (事業区分間の流用は不可)	令和7年度 基金執行予定額 (A)	基金残高活用予定額 (B)	令和7年度 計画要望額 (C=A-B)	【参考】 令和6年度当初 基金執行予定額
I-1 病床機能分化・連携	3,504,475	3,469,363	35,112	1,732,044
I-2 病床機能再編支援	0	0	0	0
II 在宅医療	392,961	140,037	252,924	354,414
IV 医療従事者確保	3,179,184	1,782,916	1,396,268	2,570,862
VI 勤務医労働時間短縮	1,288,203	239,208	1,048,995	1,386,650
計	8,364,823	5,631,524	2,733,299	6,043,970

6. 今後のスケジュール・まとめ

- 県医療審議会 (本日)において報告の上、令和7年3月下旬を目途に国へ調査票を提出予定。その後のスケジュールは、例年以下のとおり。



- なお、令和8年度は、基金の残高状況を考慮し、必要額を国へしっかりと要望していく。

以下、参考資料

令和7年度実施事業の概要

○ 全県において不足しているとされる回復期病床への転換や、人材確保に向けた取組み等に対して、医療介護総合確保基金を活用し事業を実施。

医療介護総合確保基金(医療分)の体系図<区分ごとの概略> R7年度事業総額:8,364,823千円

【区分Ⅰ】地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(3,504,475千円)

- ・回復期病床等転換施設整備費補助【拡充】
- ・病棟等転換準備経費支援事業
- ・病床機能分化・連携推進事業費補助(川崎・県西)
- ・地域医療介護連携ネットワーク構築費補助
- ・慢性腎臓病診療連携事業費補助
- ・地域医療提供体制データ分析事業費【新規】

【区分Ⅳ】医療従事者の確保に関する事業(3,179,184千円)

医師

- ・地域医療支援センター運営費
- ・地域医療医師修学資金貸付事業費
- ・小児救急病院群輪番制運営費補助(二次)
- ・産科等医師修学資金貸付事業費
- ・勤務環境改善医師確保対策事業費補助【新規】

歯科

- ・歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業費補助

【区分Ⅱ】居宅等における医療の提供に関する事業(392,961千円)

- ・地域在宅医療推進事業費補助
- ・在宅歯科医療連携拠点運営事業費
- ・要介護・高齢者歯科設置診療所施設・設備整備費補助
- ・小児等在宅医療連携拠点事業費
- ・在宅医療トレーニングセンター研修事業費補助
- ・在宅医療退院支援強化事業費補助
- ・在宅医療提供体制整備費補助【拡充】
- ・医療的ケア児者歯科人材養成事業費【新規】

看護

- ・看護師等養成所運営費補助
- ・看護師等養成所施設整備費補助
- ・院内保育事業運営費補助
- ・看護業務等アシスト機器導入支援事業費補助
- ・看護業務等ICT導入支援事業費補助
- ・看護補助者確保事業費
- ・かながわ地域看護師養成事業費補助【新規】

【区分Ⅵ】勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業(1,288,203千円)

- ・地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助
- ・地域医療勤務環境改善体制整備特別事業費補助 他1事業

【拡充】回復期病床等転換推進に関連した 2 事業について

【趣旨・目的】

○ 回復期病床等の不足する病床機能への転換を図る医療機関の「**施設整備費**」及び「**人件費等**」に対して補助することにより、**回復期病床等の増床を図る。**

【事業概要】	
事業	
	回復期病床等転換施設整備費補助
対象経費	病床整備のために必要な新築・増改築及び改修に要する 工事費又は工事請負費（補助率3/4） R6補助単価から増額
補助単価	・ 新築増改築：6,610千円/床（+933千円） ・ 改修(増床)：4,616千円/床（+651千円） ・ 改修(転換)：6,610千円/床（+933千円）
	病棟等転換準備経費支援事業
対象経費	回復期病床への転換に伴い発生する 準備経費（補助率3/4） ・ 看護職員（看護師、准看護師、看護助手）及びリハビリテーション専門職の訓練期間中の 人件費 （ただし、リハビリテーション専門職は1名を上限とする。） ・ 職員の募集に係る 経費 ・ 普及（広報）に係る 経費
補助単価	567千円/床（稼働前3か月から稼働後3か月の計6か月の間に発生する経費に限る。）

- ここがポイント**
- ✓ 回復期病床等転換施設整備費補助は、R 6 補助単価から増額する。
 - ✓ 病床等転換準備経費支援事業は、リハビリテーション専門職に対する人件費についても補助対象とする。
 - ✓ 2 事業について、R6.10月から、主に回復期を提供する「地域包括医療病棟」を補助対象に追加した。

- 2事業活用時の補助単価**
- ・新築増改築：7,177千円/床（5,382千円）
 - ・改修(増床)：5,183千円/床（3,887千円）
 - ・改修(転換)：7,177千円/床（5,382千円）
- ※ （ ）内は実際の補助額

【拡充】在宅医療提供体制整備費補助について

【趣旨・目的】

- ① 在宅医療に新規参入を図る医療機関の取組に対して支援し、在宅医療提供体制の構築を進める。
- ② 多職種で在宅患者を訪問・見守る取組に対して支援し、在宅医療提供体制の構築を進める。

【事業概要】

項目	新たに在宅医療に取り組む医療機関への補助	すでに在宅医療に取り組んでいる医療機関のうち
補助対象	○新たに在宅医療（往診・訪問診療）に取り組む医療機関 ○対象経費：在宅医療の提供に必要な医療機器 オンライン診療等に活用する情報通信機器	(1) 診療内容拡充かつ患者受入可能件数等の取組拡充計画を示している医療機関 ○対象経費：在宅医療の提供に必要な医療機器 (2) 情報通信機器を活用して次のいずれかに該当する取組を行う医療機関 ア 単独で、患者の受入件数の増加を計画する医療機関〔単独型〕 イ 複数の医療機関や訪問看護ステーション、訪問薬局等と連携し、多職種で在宅患者の訪問・見守りを計画する医療機関〔多職種連携型〕 ○対象経費：「オンライン診療等に活用する情報通信機器」
補助単価	○3,000千円／1箇所あたり（補助率 3 / 4）	(1) 1,300千円 (2) ア：400 千円 ・イ：5,000 千円 / 1 箇所あたり（いずれも補助率3/4）

ここがポイント

- ✓ 在宅医療の提供に必要な医療機器の導入について、補助対象外としていた既に在宅医療に取り組んでいる医療機関も、補助の対象となるよう拡充を行う。

【R7 新規】かながわ地域看護師養成事業費補助について

【趣旨・目的】

患者の状態に応じて切れ目なく円滑に医療を提供するため、看護師が急性期病院や介護施設、在宅など幅広い領域に対応する能力を持つことができるよう、地域内の異なる施設間における人材交流・育成を支援する。

【事業概要】

補助対象	県内に所在する病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所、介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム及び看護師等養成学校（県立看護専門学校を除く）の開設者であって、「かながわ地域看護師養成ガイド」を用いて、出向により看護師を送り出す事業主及び出向看護師を受け入れる事業主 ※ 1 施設につき 3 年度間に限る。 ※ 資本的、経済的、組織的関連性等からみて独立性が認められる事業主間の出向で、出向契約が締結されていることを要する。 ※ 出向先で勤務する日数が 40 日/年以上であることを要する。		
対象経費	①基礎経費（事務担当者経費、看護責任者経費、教育担当者経費、旅費、需用費など） ②看護師等派遣経費（出向看護師の給料等に係る出向先と出向元の給料等の差額）		
補助率	3 / 4	基準額	①基礎経費 ア 出向元事業主：出向看護師 1 人当たり 434 千円 イ 出向先事業主：受入出向看護師 1 人当たり 938 千円 ②看護師等派遣経費 ア 出向元事業主 出向看護師 1 人 1 日当たり 2,300 円 × 給与差額の負担割合 イ 出向先事業主 受入出向看護師 1 人 1 日当たり 2,300 円 × 給与差額の負担割合 ※支給限度人数：1 事業主当たり 5 人（同一看護師 1 年度限り） ※支給限度日数：240 日（2,300 円 × 240 日 = 552,000 円）

【R7 新規】勤務環境改善医師確保対策事業費補助について

【趣旨・目的】

医師の労働時間上限規制が適用され、これまでの医療提供体制を維持するには、医師確保を進める必要があり、そのためには医師の働きやすい環境整備が不可欠となることから、業務効率化等のための I C T 機器の導入やタスク・シフト/シェアに要する経費の一部を補助する。

【事業概要】

補助対象	年間の時間外・休日労働時間が720時間を超え、かつ、「勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費補助」の対象としない救急医療機関		
対象経費	① I C T 等費用（A I 問診システム、遠隔画像診断システム、遠隔集中治療システム など） ②休憩室の設備購入等の休憩環境整備費用 ③医師事務作業補助者研修費用 ④改善支援アドバイス費用		
補助率	1 / 3	基準額	133千円 / 1 床（上限250床）

事業のねらい

- ✓ 規制適用前の医療提供体制を維持しようとした場合、新たな医師の確保が必要になるが、全国的に同様の動きがある中、医師獲得競争は激しさを増すことが想定される。
- ✓ 医師確保を進める上で、働きやすい環境整備が重要であることから、勤務環境改善を支援することで、安定的な医師確保が可能となることを目指す。